

十和田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

1. 策定の趣旨

循環型社会の形成を目指し市民・事業者・行政それぞれが果たすべき役割と責任を明確にするとともに、長期的、総合的視点に立ったごみ減量及びリサイクル推進のための基本方針・取組を定めた計画です。

2. 計画期間

令和8年度を初年度として、令和17年度までの10年間とします。また、令和12年度を中間年次とし、計画の達成状況等を踏まえ見直しを行います。

3. 目標値

年度	R 2 【実績値】	R 6 【実績値】	R17 【目標値】
(1) 可燃ごみ	845 g/人・日	800 g/人・日	709 g/人・日 (R2実績と比較して16%減)
(2) 不燃ごみ	23 g/人・日	21 g/人・日	18 g/人・日 (使用済小型家電回収を強化)
(3) 粗大ごみ	33 g/人・日	37 g/人・日	37 g/人・日 (R6実績を維持する)
(4) 資源ごみ	85 g/人・日	77 g/人・日	69 g/人・日 (品目追加や分別徹底による)
合計	986 g/人・日	935 g/人・日	833 g/人・日
(5) 市全体のリサイクル率 ^{※1}	36.8% ^{※2}	公表前	28.8% (ごみ減量・再資源化施策を反映)

※1 民間回収量も含めて算出したリサイクル率を目標値として設定

※2 広域事務組合処理施設の焼却灰及び飛灰のセメント原料化分を除いたリサイクル率は30.1%

4. 主な取組

- (市民) ・ 3つの「きる」を推進し、生ごみの減量に努める。
 - ・ 生ごみの堆肥化や乾燥など、生ごみの減量化に努める。
 - ・ 分別ルールを厳守し、ごみの分別を徹底する。
 - ・ 町内会等が行う資源集団回収に積極的に参加する。
- (事業者) ・ 生ごみはバイオガス発電施設へ搬入し、生ごみの資源化に努める。
 - ・ 紙ごみなど資源物は分別し、資源化に努める。
- (市) ・ 公共施設から排出される生ごみの回収事業を拡大する。
 - ・ 家庭から排出される生ごみの回収事業を拡大する。
 - ・ 事業者に対し、バイオガス発電施設を利用した生ごみの資源化について協力を依頼する。
 - ・ ごみ減量やリサイクル推進に関する各種取組を推進する。
- (組合) ・ 製品プラスチックの分別収集を検討する。
 - ・ ごみ処理手数料の見直しを検討する。
 - ・ 家庭から排出されるごみ処理の有料化を検討する。